

○三宅町福祉医療費資金貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉医療費助成条例等の規定に基づき医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)のうち、奈良県内の保険医療機関又は保険薬局(以下「保険機関等」という。)に対して、医療費の一部負担金等(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者に対して、一部負担金等の支払に充てる資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、生活の安定と自立を促すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「福祉医療費助成条例等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 三宅町子ども医療費助成条例(昭和48年9月三宅町条例第14号)
- (2) 三宅町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月三宅町条例第21号)
- (3) 三宅町心身障害者医療費助成条例(昭和48年9月三宅町条例第15号)
- (4) 三宅町重度心身障害老人等医療費助成要綱(昭和58年1月三宅町要綱第1号)

(貸付対象者)

第3条 資金の貸付けを受けることができる者は、助成対象者のうち、本人、配偶者及び民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者で、その生計を一にする者の前年の所得金額(1月から7月までの診療については、前々年の所得とする。)が、次の表の右欄に定める額以内のものとする。ただし、特別の事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

世帯人員数	金額
1 人	2, 088, 000円
2 人	2, 808, 000円
3 人	3, 528, 000円
4 人	4, 248, 000円
5 人	4, 896, 000円
6 人以上	4, 896, 000円に世帯人員数が5人を超え1人増えるごとに、648, 000円を加算した額

- 2 前項に規定する者が国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者である場合は、納期限の到来している国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を完納していなければならない。ただし、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納について特別の事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

(貸付資格申請)

第4条 資金の貸付けを受けようとする者は、福祉医療費資金貸付資格認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に前条に規定する者の所得証明書及び世帯調書(様式第2号)を添付して、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の所得証明書を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(貸付資格の決定)

第5条 町長は、認定申請書を受理したときは、内容を審査し、資金の貸付資格を有すると決定したときは福祉医療費資金貸付資格認定証(様式第3号)を、資金の貸付資格を有しないと決定したときは福祉医療費資金貸付資格認定証交付却下通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(貸付限度額)

第6条 資金の貸付対象となる医療費は、福祉医療費助成条例等に定める助成金に相当する額及び高額療養費の支給見込み額であって、一部負担金等の額が1万円以上のもので30万円を限度とする。ただし、特別の事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

(貸付条件)

第7条 資金の貸付条件は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める条件とする。

- (1) 償還期限 町長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日
- (2) 償還方法 全額一括償還
- (3) 貸付利率 無利息

(貸付けの申請)

第8条 資金の貸付資格を有する者で貸付けを受けようとする者(以下「貸付申請者」という。)

は、福祉医療費資金貸付申請書(様式第5号。以下「貸付申請書」という。)に保険機関等から発行される請求書を添付し、診療等を受けた月の翌月7日までに町長に提出しなければならない。

- 2 資金の貸付申請は、診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに1月単位で行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 町長は、貸付申請書を受理したときは、内容を審査し、資金の貸付けの適否及び金額を決定し、その旨を福祉医療費資金貸付決定通知書(様式第6号)により貸付申請者に通知するものとする。

(貸付けの方法)

第10条 貸付金は、保険機関等から請求を受けた月の翌月20日までに、当該保険機関等に直接支払いをするものとする。

(貸付金への充当)

第12条 町長は、貸付申請書に記載した受領委任事項に基づき福祉医療費助成金を貸付金に充当するものとする。

(返還)

第13条 町長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の貸付けを停止し、資金の返還を請求することができる。

- (1) 三宅町の区域から転出した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けた場合
- (3) 貸付金を一部負担金等の支払以外の目的で使用した場合
- (4) 保険機関等から請求書が発行されているにもかかわらず、貸付申請を行わない場合

- 2 借受人は、前項の規定により町長から資金の返還の請求を受けたときは、町長の指定する日までに資金の全額を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、資金の貸付けに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

福祉医療費資金貸付資格認定申請書

年 月 日

三宅町長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

福祉医療費資金貸付資格の認定を受けたいので申請します。
なお、三宅町が資格を審査する際に、私の世帯・生計同一者に対する所得状況等を調査することに同意します。

受付番号		受給対象区分	子ども・ひとり親・身障・重老	
住 所				
(ふりがな) 受給者氏名			申請者との 続 柄	
個人番号				
生年月日		年 月 日		
受給者番号				
世帯・生計同一者 所得状況		非該当 ・ 該当		

「個人番号」欄は、氏名または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入してください。

世 帯 調 書

受給者氏名				申請者氏名			
配偶者及び扶養義務者	世帯構成員名		受給者との続柄	性別	生年月日	備考	
	個人番号						
	個人番号						
	個人番号						
	個人番号						
世帯外扶養義務者	氏名						
		個人番号					
	住所						
	氏名						
		個人番号					
	住所						

注1 「個人番号」欄は、氏名または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記入してください。

2 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で現に受給者に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。

様式第3号(第5条関係)

(表面)

福祉医療費資金貸付資格認定証									
市 町 村 番 号		2	9	3	6	2	8		
受 給 者 番 号									
受 給 者	住 所								
	氏 名								
	生年月日								
有 効 期 間		から まで							
発 行 機 関 名 及 び 印		奈 良 県 磯 城 郡 三 宅 町 長							
交 付 年 月 日									
摘要									

(裏面)

注 意 事 項
1. この証は、奈良県内の医療機関等において受診したときに、本町の医療費資金の貸付制度を利用できる証ですから、大切に保管してください。
2. 貸付制度を利用して医療機関等に受診するときは、電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けるとともに、受給資格証に添えてこの証を窓口になず提示し、保険の自己負担分に係る請求書を発行してもらい、一月分をまとめて本町に借入申請をしてください。
3. 貸付制度は、医療機関等ごとに一月単位で利用していただくこととなりますので、月の途中での貸付制度利用開始や中断はできません。
4. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を持参のうえ、本町に届け出てください。
5. 転出等により受給者資格がなくなったり、有効期限が経過したときは、速やかにこの証を本町に返納してください。
6. 本貸付金は福祉医療受給者の一部負担金等の支払に充てる資金であり、医療機関等から請求書の発行を受けても本町に借入申請をしないときや、貸付金を他の目的に使用して医療機関等に支払をしないときは、貸付制度の利用や福祉医療制度の受給者資格を停止することがあります。
詳しくは、三宅町保険医療課にお尋ねください。

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

様

三宅町長

印

福祉医療費資金貸付資格不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった福祉医療費資金貸付資格の認定については、下記の理由により認定しないので通知します。

記

(理由)

※ この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三宅町長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三宅町を被告として(訴訟において三宅町を代表する者は三宅町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第5号(第8条関係)

貸付番号	※
貸付年月日	※ 年 月 日

※は記入しないで下さい。

福祉医療費資金貸付申請書

年 月 日



三宅町長 殿

申請者 住 所

氏 名



(電話番号

)

下記のとおり、三宅町福祉医療費資金貸付要綱第8条の規定により福祉医療費資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

①受給者番号			生 年 月 日	年 月 日
②受給者氏名			申 請 者 と の 続 柄	
③療養を受けた 医療機関、薬 局等の名称 及び所在地	名 称			
	所在地			
④③の医療機関 等で診療を受 けた期間	年 月 日から		日間	
	年 月 日まで			
⑤貸付申請金額	貸 付 金 額 (A-B) 金 円			
	A 請求書記載の請求金額 金 円			
	B 一部負担 金額 a. 500円(1医療機関あたり)×__箇所=_____円 b. 1,000円(14日以上入院) =_____円 合 計(a+b) (B) 円			
⑥利 息	無 利 息			
⑦借入年月日	三宅長から貸付金が支払われた日			
⑧償還期限	三宅町長から福祉医療費助成金の給付を受けることとなる日			

委任事項

この申請書記載の診療に係る福祉医療費助成金を受領し、当該医療費助成金を償還金として充当すること及びそれに附帯する一切の権限を三宅町長に委任します。

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

三宅町長 印

福祉医療費資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった資金の貸付けについて、三宅町福祉医療費資金貸付要綱第9条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

貸付金額 円